

平成 21 年 5 月 25 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19710131
 研究課題名（和文）
 映像コンテンツの国際共同製作に係る多角的マネジメント方法に関する実践的研究
 研究課題名（英文） A research on the management strategy and the co-operative policy mechanism for international film co-production
 研究代表者
 児玉 徹（KODAMA TORU）
 九州大学大学院芸術工学研究院・准教授
 研究者番号：50420592

研究成果の概要：

本研究は、欧州及びアジアにおける映画の国際共同製作の実態、その促進を目的とする各国の文化政策の現況を研究調査しながら、我が国における映画の国際共同製作の促進に関する文化政策のあり方について提言を行い、かつその研究調査の成果を実際の映画製作マネジメント教育へ還元していくことを目的としている。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	800,000	0	800,000
2008 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,400,000	180,000	1,580,000

研究分野：文化政策 文化産業

科研費の分科・細目：社会システム工学・安全システム

キーワード：映画、国際共同製作、文化政策、マネジメント

1. 研究開始当初の背景

我が国政府は、2004 年 4 月に知的財産戦略本部がまとめたレポート「コンテンツビジネス振興政策 - ソフトパワー時代の国家戦略 - 」そしてその後 2004 年 5 月に成立した「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」に体现されるように、コンテンツ産業育成を重要政策課題のひとつとして位置づけ、市場環境の整備、流通促進、技術

開発、資金調達、人材育成等の様々な側面でコンテンツ産業振興政策を実施してきた。なかでも、日本製コンテンツ（ゲームを除く）の貿易収支が赤字続きであること、一部の日本製コンテンツが海外市場でも成功して高い経済効果を実現していることなどを背景として、「如何にして日本製コンテンツの国際競争力を向上させるか」という問題を最重要政策課題のひとつとして位置づけてきた。

そういった流れの一環として、我が国政府が最近力を入れ始めているのが、コンテンツの代表格である映画の「国際共同製作」の推進である。その背景には、複数国との間でコンテンツの共同製作を行うことは、様々な才能の交流から質の高いコンテンツが生まれるだけでなく、海外マーケットにおける流通網を確保でき、我が国コンテンツ産業の国際競争力向上にもつながること、そして我が国コンテンツ産業の国際競争力を高めるためには、海外でうける要素を製作段階から取り込むことによって、国際的に通用する企画の開発、海外からの資金調達のための評価システムを確立することが必要であり、そのために国際共同製作は有効な手段であること、という二つの考えがある。いずれにせよ、我が国政府による映画の国際共同製作の振興政策は、ようやく端緒についた状況であるといつてよい。

2. 研究の目的

上述の背景のもとに、本研究は、欧州における映画の国際共同製作の実態を多面的に調査することを目的とするものである。

欧州では、映画の国際共同製作を欧州各国が協力して推進してきた長い歴史がある。第一次世界大戦後から始まったハリウッド映画の欧州映画市場に対する攻勢と戦ってきた欧州各国の間には、1949年にフランス - イタリア間で映画の国際共同製作推進のための条約が締結されて以来、同様の二国間条約が網の目のように締結され、それに追従する形で、「映画の国際共同製作に係る欧州協定 (The European Convention on Cinematographic Co-production)」が締結され、さらには、映画の国際共同製作の支援を目的とした Eurimages 基金や MEDIA プログラムといった超国家的な政策枠組みが構築されてきた。

この多様な協力政策は、いわば超大国アメリカに対する欧州の「地域主義」の表れ、つまりは同じ問題を抱える地域、利害や価値を共にする諸国家どうしが協力枠組をつくることでその共存共栄をより効率的に達成しようとする国際政治上の動きとして、説明することもできる。このような協力政策がひとつの原動力となって、欧州では、映画の国際共同製作というトランスナショナルな文化経済的な活動が歴史的に数多く実施されてきており、これが欧州全体における映画産業の活力を下支えしてきた。

本研究では、欧州映像コンテンツ産業、特に映画産業において国際共同製作が活況を呈してきたことの背景には、個々の映画製作者が国際共同製作に対して保有するインセンティブはもとより、そのインセンティブをさらに誘発する補助金制度に代表される各種の支援・優遇制度の存在、そしてそれをトランスナショナルに支える欧州各国の多面的な協力政策の存在、という2つの要素が相互補完的に作用してきたという事実があり、この仕組みが欧州映画産業の活力のひとつとなってきたという仮説に基づき、調査研究を行う。

また特に、我が国が、映画を中心とした映像コンテンツの国際共同製作を政策的に推進するために、韓国や中国を始めとしたアジア諸国との間でどのようなパートナーシップを構築すべきかという点について、欧州の事例を鑑みながら調査研究を実施し、現実的な政策提言を行い、かつその調査研究の結果を実際の映画製作マネジメント教育の現場に還元していく。

3. 研究の方法

研究の方法は大きく以下の二つに分類される：

本研究課題を多角的視点から分析するた

めに必要な種々の文献を入手し、映像コンテンツの国際共同製作の意義と方法、将来性等についての調査研究を実施すること。

国際映画製作者連盟（FIAPF）が認定する国際映画祭映画祭のうち、ベルリン国際映画祭（ドイツ）、サンセバスチャン国際映画祭（スペイン）、釜山国際映画祭（韓国）、そして東京国際映画祭を訪問し、かつそれぞれの映画祭で開催された種々のシンポジウムやフィルムマーケットに参加するなどし、フィールドワークを実施して、情報収集を実施すること。

4．研究成果

（1）欧州における映画の国際共同製作について

本調査研究を実施した結果、欧州において映画の国際共同製作の実施が盛んである理由として、大きく次の二つの理由があることが判明した。

第一の理由は、欧州各国の国内映画市場においては、他国の映画文化を受け入れる確固たる精神的基盤がしっかりと育まれてきていることにある。この基盤のもとで、欧州の映画製作者は、他国の映画人の映画企画に対する「目利き力」を磨き、いい企画であれば果敢に出資に応じる姿勢を構築してきた。そういったことが、欧州における映画の国際共同製作の隆盛に結びつき、その交渉の場として映画祭の企画マーケットが活況を呈しているのである。

そして、欧州における映画の国際共同製作の隆盛、その交渉の場としての映画祭の企画マーケットの活況をもたらしている要因は、もうひとつある。それが、「ソフトマネー（soft money）」とそれに係る国際条約の存在である。

ソフトマネーとは、映画を主とする映像コンテンツの製作支援のために欧州各国の政

府機関から支給される返還不要の補助金のことである。その支給額は、2002年の実績を見ると、フランスが約4億9044万ユーロと突出して高い値を示しており、ドイツが約1億8454万ユーロ、イギリスが約7392万ユーロ、スペインが約7034万ユーロ、オランダが約4724万ユーロ、イタリアが約4142万ユーロ、スウェーデンが約3755万ユーロ、デンマークが約3602万ユーロ、ノルウェーが約2904万ユーロ、ベルギーが約2291万ユーロと続く。

元来、欧州各国が支給するソフトマネーは、国内の映像産業の刺激策として支給されることから、基本的に「国産映画（national film）」の製作に対してのみ支給される。つまり、「外国映画（foreign film）」は本来の対象としていない。欧州各国の国内法は、当該映画が「国産映画」として支援・優遇の対象となるための要件として、例えば「当該映画の映画製作者は法人であり、その主たるビジネスの場は自国内になければならず、自国内の所定機関に登録されてなければならず、またその経営権は自国の国民又はEU加盟国の国民によって保持されていなければならない」といった厳しい条件を定めている。複数の国からの映画製作者による共同製作のもとにある映画作品が、こういった「国産映画」の条件を満たすことができないのは明白である。

しかしこのような状況では、欧州各国で実施されるソフトマネーの存在が、かえって、個々の映画製作者の国際共同製作に対するインセンティブを減退させるという悪循環を生ぜしめる可能性がある。国際共同製作を推進して国内映画産業の活性化につなげたいとする立場からすれば、回避されなければならない状況である。

このような状況を回避するために、欧州を

では約 29.5% (43 本 / 146 本) イタリアでは約 31.4% (27 本 / 86 本) ルクセンブルクでは 90% (9 本 / 10 本) オランダでは約 18.2% (6 本 / 33 本) スペインでは約 37.3% (53 本 / 142 本) スウェーデンでは約 20.5% (8 本 / 39 本) イギリスでは約 46.2% (36 本 / 78 本) という状況となっている。

このような背景のもとに、ベルリン国際映画祭やサンセバスチャン国際映画祭を始めとした欧州の国際映画祭の企画マーケットは、国際条約に基づきながら欧州各国が支給するソフトマネーを利用して映画の国際共同製作を実施したいと企図する世界の映画人がパートナーを求めて集う場として、大いに活況を呈しているのである。

(2) 韓国・釜山国際映画祭を軸とした映画の国際共同製作について

東京国際映画祭のライバルと目される釜山国際映画祭では、1998 年の第 3 回目より、世界中で進行中の映画作品企画をアジアを中心とした国々の映画制作者や製作者に対して紹介する「Pusan Promotion Plan (PPP)」が映画祭に付随して開催されており、同映画祭のひとつの顔として成功を収めてきた。2007 年の PPP においては、世界中から応募のあった 200 以上の企画の中から選りすぐった 35 の企画 (25 カ国からの応募企画) が紹介され、大いに活況を呈していた。さらに同年の釜山国際映画祭のフィルム・マーケットでは、映画の国際共同製作の促進を目的とした新しいプロジェクト「Co-production PRO」が別途開催されており、そこでは、韓国、中国、香港、台湾、ベトナム、マレーシア、タイ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、そして日本といった国々から集まった計 116 の企業や団体から計 52 本の企画に関するプレゼンテーションが行われ、これま

た大いに活況を呈していた。(ちなみに同年の PPP および Co-production PRO では、上述の日本のユニジャパンが主催する「J-Pitch」も開催された。)

まさにアジアにおける映画の国際共同製作の拠点は、東京ではなく釜山であることを証明していたと言っている。

(3) 日本における映画の国際共同製作について

日本における映画の国際共同製作は、欧州や韓国のそれと比して、規模も件数も圧倒的に少なく、日本の映画産業を牽引するような状況にはまったくない。

その理由は、以下の三つに集約することができる。

第一に、日本においては、映画人が映画の国際共同製作を実施するパートナーを発見するための場そのもの、つまり映画人が自らの映画企画を国籍の違う映画制作者や投資家、プロデューサーに対して売り込むための場 (通称「企画マーケット」) を、日本国内においてどのように政策的に作り出していくべきか、という点についての議論がまだ不十分である。

現在のところ、東京国際映画祭のフィルム・マーケット (TIFFCOM) に付随して開催される映画の国際共同製作を促進するためのイベント「TPG / Tokyo Project Gathering」が、ほぼ日本国内の唯一の企画マーケットの場であるが、まだ発展途上の段階にある。今後、企画マーケットに係る我が国の芸術文化政策の方向性について、十分な調査研究がなされる必要がある。

第二に、日本政府が映画製作支援のために提供する補助金 (つまりソフトマネー) の額はどうか。文部科学省は、2008 年度の予算として映画製作への支援のために 6 億

円を確保している。そもそも日本政府がこの補助金を国際共同製作による映画製作にも「開放」する用意があるかどうか不明であるが、いずれにせよ、この金額が、他国から見て魅力的に写るとは到底思えない。かつ、いまのところ、日本が他国との間で映画の国際共同製作に係る双方向型の条約を締結したという事実はない。よって日本が、欧州のようなソフトマネーと国際条約をうまく組み合わせた政治的枠組みをもって、映画の国際共同製作を推進していくことは、現状では考えられない。

第三に、そういったソフトマネー及びそれに関する国際条約の不備に関することよりも、そもそも日本における映画の国際共同製作が停滞していることの根底には、他国の映画人の映画企画に対する「目利き力」を磨くことなく、「国内ですぐに儲かるかどうか」という短絡的な基準に依る投資に終始してきた日本の映画製作者の存在があることを忘れてはならない。さような短絡的思考しか持たない映画人が集う企画マーケットに、海外から優れた企画が集まるはずがない。

日本の映画製作者、特に大手の法人投資家は、一般的に、日本の映画市場において短期的利益をもたらす映画にしか投資したがらず、長期的視野から映画人の創造力を育てようとする意識は薄い。だから優秀な独立系映画人の才能が、海外に流出していくのである。日本における映画の国際共同製作の不調ぶりは、そういった日本の映画業界の持つ根本的な問題の一端が表出したものである。そう考えると、ここで問われているのは、一般の観客を含めた日本の映画界全体の「目利き」のレベルをどのように底上げしていけばよいのかという大きな問題である。それはつまり、「こんなに素晴らしい映画企画を世界に先駆けて『発見』『発掘』して資金を出資し

た映画製作者が属する国、そして出来上がった映画の素晴らしさを『発見』『発掘』して世に広めた観客が属する国である日本は、まさに文化の中心地として尊敬に値する」という意味でのソフトパワー効果を発揮できるかどうかの根本的問題なのである。

映画文化の振興に关していま我が国に求められていること、それは、以上のような幅広い観点に基づく効果的な文化政策の在り方を産官学を巻き込みながら集中的に議論し、その議論の果実を、文化行政の現場、映画製作マネジメント実務やその教育現場に還元していくことである。

(4) 最後に

以上の研究結果については、下記論文において公に発表するとともに、九州大学芸術工学部および大学院デザインストラテジー専攻における各種担当授業等の機会をとらえて、映画製作マネジメント教育に還元した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

児玉徹、日本の映画祭の現状と課題に関する調査報告 - 東京国際映画祭と湯布院映画祭に係る事例を機軸に据えながら -、芸術工学研究(九州大学大学院芸術工学研究院・紀要) Vol. 10、pp109-130、2009、査読あり

6. 研究組織

(1) 研究代表者

児玉 徹 (KODAMA TORU)

九州大学・大学院芸術工学研究院・准教授

研究者番号：50420592